

社会福祉法人新座市社会福祉協議会役員等選出規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第6条に定める評議員並びに定款第18条に定める理事及び監事（以下「役員等」という。）の選出について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の選出)

第2条 役員等の選出基準は、別表のとおりとする。

(役員等候補者の選出)

第3条 役員等候補者の選出は、前条別表を基準として理事会が行う。

(役員等候補者の提案)

第4条 前条で選出された評議員候補者については評議員選任・解任委員会に、理事候補者及び監事候補者については評議員会に理事会が提案する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日より施行する。
- 2 従前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会役員等選出規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月21日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この規程の例により行う。

別 表（第 2 条関係）

区 分	団 体 名	理 事	監 事	評 議 員	計 数
住民組織団体	町内会	3	0	14	17
	支部	1	0	6	7
	婦人会（等）	1	0	2	3
	商工会	1	0	1	2
福祉専門機関及び 団体	民児協	2	0	4	6
	福祉施設	1	0	2	3
	ボランティア	1	0	2	3
	行政	1	0	4	5
当事者団体	市老連	1	0	1	2
	障がい者団体	0	0	1	1
福祉関連分野団体	社会教育	0	0	1	1
	学校教育	0	0	1	1
	保護司	0	0	1	1
学識経験者	学識経験者	3	2	0	5
計		15名	2名	40名	57名